

ICF 情報把握・共有システムを使った発達支援普及事業のあらまし

1 はじめに

事業開始の背景

ICF 情報把握・共有システム（以下「ICF システム」という）を使った児童の発達支援において、平成 30 年度からの 2 年間に渡る国のモデル事業実施の結果、次のような効果がありました。

【ICF システム活用の効果】

支援者の子どもを見る視点が変わり、情報収集の質、支援会議および支援の質の向上、家庭・教育・福祉の連携に効果があった。また、それらが子どもの姿の変化につながり、保護者も子どもの見方が変化し、精神的にゆとりが生まれ、孤立感が解消した。

このように成果も多くありましたが、情報収集の量が多いなど労力がかかること、事前に ICF や ICF システムを知る必要があるという課題があがりました。

子どもの支援に関わる方に ICF の考え方と ICF システムの手法を広く活用してもらうため、普及と利用支援を目的とした新規事業を展開することとしました。

2 事業の目的

発達の遅れ又はその疑いがある子ども及び障害を持つ子どもの発達支援、保護者支援、支援者の質の向上のため、ICF システムを活用した発達支援を普及させることを目的とする。

3 事業の目標

- (1) ICF 研修の参加、ICF システムの活用で、市内の支援者が ICF の考え方を身につけ、支援に活かすことができる。
- (2) 学校や園、家庭生活等を含む日常生活において、不適応行動などがみられ、これまでの関わりではうまくいかなかった子どもに対し、ICF システムを活用し、関係機関が連携して支援にあたることことができる。

4 事業実施期間

普及事業のため令和 2 年 4 月から令和 7 年 3 月の 5 年間とする。

5 事業の内容

(1) ICF 研修

市内の支援者向けに ICF 研修を実施し、ICF および ICF システムについての普及を図る。

(2) ICF システムの活用のための支援

児童発達支援または放課後等デイサービスの事業所が、ICF システムを活用した際に係る支援（費用の支弁）を行う。

6 事業の詳細

(1) ICF 研修

3日間のICF研修を実施する。ICFシステムをすぐに活用しない支援者も、ICFについて学ぶ機会とする。

周知予定先：市内福祉サービス事業所、市内相談支援事業所、幼稚園、保育園、こども園、学校、にじの学園、ほっとまんま、行政機関

令和2年度研修日時

1日目：令和2年6月26日 9時30分～15時 碧南市役所

2日目：令和2年7月10日 9時30分～15時 碧南市役所

3日目：令和2年11月20日 9時30分～15時 碧南市役所

※コロナウイルスの関係で当初の案内と変更していますのでご注意ください。

また、今後も状況により日程が変更する場合がありますのでご了承ください。

(2) ICFシステムの活用のための支援（※具体的な活用方法については、別紙【ICFシステムの具体的な活用方法～児発、放デイ事業編～】を参照）

ア ICFシステムを活用し費用支弁を受けられることができる事業所

ICF研修（3日間）を受講した支援者がいること

※費用支弁を受けられる事業所は、児童発達支援と放課後等デイサービス事業所です。

イ ICFシステム活用の対象となる児童

※普及事業のため、まずはどのようなお子さんから活用するとよいかを提示させていただきます。

＜以下のいずれにも該当する児童＞

①児童発達支援又は放課後等デイサービスを利用している児童

②不適応行動などがあり、幼稚園、保育園、学校、事業所等との協力体制及び連携が必要な児童

③ICFシステムの活用について、保護者が同意している児童

ウ ICFシステム活用の全体の流れ

①事前申請

ICFシステムを利用しようとする児童発達支援または放課後等デイサービスの事業所は、福祉課へ申請用紙(様式第1号)を提出する。

②利用決定

福祉課から利用決定通知書が届く

※内容によっては、決定についてご相談させていただくことがあります。

③ICFシステム活用開始

利用決定を受けた事業所は、情報収集分担し、情報収集を開始する。

④完了報告

事業所は支援会議終了後、実績報告書(様式第6号)と添付資料(ICFシステム資料と支援会議資料等)、請求書(様式第7号)を福祉課へ提出する。

⑤費用の支弁

市から事業所へ7000円を支弁する。